

# 高砂市議会災害時対応指針

令和2年8月19日

## 1 基本方針

議会は、市民を代表する議決機関として市の団体意思を決定するとともに、災害時に当たっては、本来の機能とは別に、被災市民の救援と被害復旧のために、市と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため高砂市議会は、災害時の議会としての対応を次のとおり定める。

- (1) 議会は、高砂市災害対策本部（以下「対策本部」という。）が迅速かつ円滑に応急活動に専念することができるよう、情報提供を受け、必要な協力・支援に努める。
- (2) 国、県、関係機関等に適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組に対し協力し、及び支援することに努める。
- (3) 広域的な応援体制の必要があると判断したときは、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図ることに努める。

## 2 議会の対応方針

### (1) 会議開催中に災害等が発生した場合の対応

ア 議長（委員長）は、本会議等の開催中に災害等が発生した場合は、会議の休憩を宣言し、議会事務局（以下「事務局」という。）の職員は、傍聴者の避難誘導等の安全確保対策を行う。(※1)

イ 議長（委員長）は、災害等の状況に応じて、議会運営委員会等の開催について協議を行い、本会議等の「再開」「散会」「延会」「中止」等の判断を行う。

ウ 事務局は、災害状況の把握に努め、議長（委員長）に報告する。

エ 議員は、災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、市担当部局へは問合せを行わないこととする。

※1 会議を休憩し、安全確保対策を行う場合

○大きな揺れを感じる地震発生時

○庁舎内における火災や事故等の発生時

### (2) 散会后、休会中若しくは閉会中に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応

ア 議員は、次に掲げる場合は、タブレット端末等で事務局に速やかに安否及び所在を連絡し、連絡体制を確立する。

(ア)議長から、全議員にタブレット端末で、高砂市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）が設置された旨の情報提供があったとき。

(イ)対策本部が設置される規模(※2)の災害があったとき。

※2 対策本部が設置される基準（高砂市地域防災計画から抜粋）

○市内に震度5弱以上の地震を観測したとき、又は瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表され市内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき。

- 高砂市に「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発表され、かつ、市域に中規模の災害が生じるおそれがあるとき。
- 加古川の河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれているとき、又は法華山谷川若しくは天川の河川水位が氾濫注意水位に到達し、かつ、引き続きの水位上昇が見込まれているとき。

イ 議長及び議会運営委員会委員長は、必要に応じ、議会運営委員会の開催について協議を行い、本会議及び委員会等の「開催」「延期」「中止」等の判断を行う。

ウ 議長は、必要に応じ、議員を招集することができる。

エ 事務局は、議長に被災状況及び警戒本部又は対策本部の対応状況を速やかに報告する。

議長は、警戒本部又は対策本部及び市担当部局から情報提供等がされた場合は、タブレット端末で全議員に伝達する。

オ 議員は、緊急を要する場合を除き、直接、警戒本部又は対策本部及び市担当部局への問合せ等を行わず、議員からの意見、要望、問合せ等については、タブレット端末で議長に集約する。

(3) 警戒本部又は対策本部が廃止されたときの対応

災害等の発生のおそれが解消したと認められ、警戒本部又は対策本部が廃止されたときは、(2) エ及びオの措置を解除する。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、延長することができる。

3 その他（委員会視察、研修会等について）

(1) 委員会視察、研修会等の期間中に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応

ア 委員長等は、災害等の状況に応じて、委員会視察、研修会等の中止又は延期の判断を行う。

イ 委員長等は、委員会視察、研修会等の中止又は延期の判断を行った場合は、事務局を通し、議長に報告する。

ウ 委員会視察、研修会等の期間中に警戒本部又は対策本部が設置された場合は、事務局は、委員長等に被災状況及び警戒本部又は対策本部の対応状況を速やかに報告する。

エ 委員会視察、研修会等の期間中に警戒本部又は対策本部が設置された場合において、議員が災害状況の確認をするときは、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、警戒本部又は対策本部及び市担当部局への問合せを行わないこととする。

(2) 警戒本部又は対策本部が設置された場合は、議長は、行政視察及び研修会参加について議員に自粛を要請することができる。